

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において販売業務に従事していたところ、同年〇月〇日、事業場内で商品の整理中、什器の足を踏んで転倒し、左右の足首と膝を捻って負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、翌〇日、D病院に受診し「両膝内障、右足関節捻挫、左足関節外側靭帯損傷、右膝内側半月板損傷、右膝タナ障害、右脛骨外果軟骨損傷」と診断され、その後、複数の医療機関において療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 2級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、神経部位に関して1 2級以上に該当すると主張することから、以下、検討する。

(2) 請求人の神経系統以外の障害の程度について

E医師作成の平成○年○月○日付け診断書及び関節可動領域測定表における請求人の両膝関節及び両足関節可動域の測定結果をみると、膝関節の左右いずれの関節及び右足関節の可動域は、参考可動域に比して4分の3以下に制限されず、左足関節の可動域は参考可動域の4分の3以下に制限されていることから、決定書に説示するとおり、当審査会としても、請求人の機能障害の程度は「1 下肢の3大関節中の1関節に障害を残すもの」(障害等級第1 2級の7)に該当するものと判断する。

(3) 受傷部位の神経症状について

E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、両下肢の神経症状の程度について、「(2)『通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの』と思われまます。」旨述べていることから決定書に説示するとおり、当審査会としても請求人の神経系統の障害程度は両下肢のいずれも「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第1 4級の9)に該当するものと判断する。

なお、請求人は、E医師作成の平成○年○月○日付け診断書(以下「第2意

見書」という。)を根拠に、本件傷病による両下肢の神経症状は障害等級第12級に該当すると主張している。請求人は、第2意見書作成の経緯は同医師が監督署長の設問を誤解し設問事項の重篤程度を誤ったものであると述べているが、平成〇年〇月〇日付け意見書は、整形外科担当医師が医学的所見を回答したものと認められることから、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は「タナ障害」は、障害等級第12級に該当する旨主張するが、障害等級は傷病名によって決まるものではなく、身体障害の程度によって決まるものであることを付言する。

以上から、決定書に説示するとおり、当審査会としても請求人の障害等級は併合第12級に該当するものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。